

総合的な評価

(1) 処分場の立地の特性についての認識

- ・近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないように、保全対策への配慮が必要な処分場で、指導監督も厳しく対応すべきとの認識を持つべきでなかったか。

(2) 事業者に対する認識

- ・当初、行政指導に応じ、事業者が悪質であるとの認識は持っていなかったが、不適正保管問題以降、従来どおりの対応を続けていた、県の認識は甘く、問題が大きくなった端緒ともなったのではないか。
- ・廃棄物の受入が多いほど経済的利益が大きくなり、事業者は深掘りし、許可容量を超えた埋立てが行われやすいので、厳しい姿勢で臨むべきとの認識を持つべきでなかったか。
- ・最終処分業許可のほか収集運搬業や中間処理業が取得され、同一場所で多様な廃棄物を扱い、許可品目以外の廃棄物が埋め立てられる可能性の高いという認識に立って指導監督が必要でなかったか。

(3) 指導監督権限の行使の妥当性

- ・現状の的確な把握のため、積極的に法に基づく報告徴収を求めるとともに、定期的な立入検査を実施し、残余容量や法の遵守状況を確認し、記録に残すなどの対応が必要であったのではないか。
- ・長年にわたり、違反行為があるのに行政指導で対応し、行政処分の実施に消極的でなかったか。
- ・違反行為の繰返しに対し、早期に改善命令や業務停止命令を発動していれば、事業者の対応が変わった可能性もあり、タイミングよく権限行使せず、事態を悪化させる一つの要因になったのではないか。
- ・県の対応が違反しても県の指導に従えば大丈夫という誤った認識を植え付けたのではないか。

(4) 住民等との連携

- ・住民との信頼関係が崩れ、事業者への強い指導を求める住民と県との間で溝が生じ、本来の連携による事業者監視や問題のスムーズな解決が難しくなったのではないか。
- ・情報公開を積極的に行い、県の対応について説明責任を果たし、地域からの苦情や情報を行政対応に活かすため、もっと真摯に受け止めて、収集内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないか。
- ・栗東市と密接な連携のため、定期的な意見交換の場を早い時期に設置してもよかったのではないか。

(5) 県の組織体制と内部対応

- ・当時、少ない人員で処分場の監視等の対応は十分でなく、人員の確保に努めるべきでなかったか。
- ・マニュアルがなく、指導記録の作成、整理、適正な保管等の共有化や引継ぎが十分でなく、きめ細かい継続的な指導監督ができず、事務処理制度面で十分な対応ができていなかったのではないか。
- ・一つひとつの問題に対応するだけでは、全容解明など抜本的な解決に至らないことを認識し、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させることは重要だが、長期化することを見極めて対応を検討すべきであったのではないか。

結論

(予定)

県の組織上の責任

- ・指導監督等の責任
- ・再発防止の責任